

論文式試験問題集
〔民法・物権、担保物権〕

〔民法・物権、担保物権〕

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

Yは魚の養殖業者であり、自らの養殖施設で稚魚を育て、養殖魚（成魚）を販売していた。平成26年12月9日、金融機関であるXとの間で、XのYに対する貸付金債権を被担保債権として、養殖施設および同施設内の養殖魚について、Xを譲渡担保権者、Yを譲渡担保権設定者とする譲渡担保権設定契約を締結した。その設定契約において、Yは本件養殖施設内の養殖魚を通常の営業方法に従って販売できること、その場合、Yはこれと同等以上の養殖魚を補充することなどが定められていた。

平成28年8月上旬ころ、本件養殖施設内の養殖魚のほとんどが赤潮により死滅し、Yは、A県漁業共済組合との契約で締結していた漁業共済（保険）契約に基づき、同共済組合に対し、養殖魚の滅失による損害をてん補するために支払われる共済金（保険金）に係る漁業共済金（保険金）請求権を取得した。

Yは、赤潮被害発生後、Xを含む金融機関から新たな貸し付けを受けられなかったため、平成28年9月4日、養殖業を廃止した。なお、同年10月3日、Xの貸付金債権についてYは期限の利益を喪失した。

Xは、平成22年1月29日、管轄裁判所であるA地方裁判所に対し、貸付金債権を被担保債権とし、本件譲渡担保権に基づく物上代位の行使として、XのA県漁業共済組合に対する漁業共済金（保険金）請求権の差押えの申立てをした。

〔設問1〕

X・Y間の「養殖施設および養殖魚」を目的物とする譲渡担保設定契約は有効か。

〔設問2〕

Xが申し立てた漁業共済金（保険金）請求権の差押えは有効か。Yから主張が想定される反論に触れつつ結論を述べなさい。

〔設問3〕

〔設問2〕と異なり、赤潮で死滅した養殖魚が半数に留まり、Yが養殖魚を再開して通常の営業を継続していた場合（Yは期限の利益も喪失していない）、Xは、Yの養殖魚の販売代金支払い請求権、あるいはA県漁業共済組合に対して取得した漁業共済金（保険金）請求権を差し押さえることはできるか。〔設問2〕の場合と対比して答えなさい。

なお、本設問ではYの反論を想定する必要はない。